

資料編

1. 用語の解説

あ 行

■育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

労働者が子育てや家族の介護を行う際に、仕事と家庭生活を両立できるように支援することを目的とした法律で、育児休業・介護休業・子の看護休暇等の取組が定められている。2021（令和3）年6月公布の改正では、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講じている。

■一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、事業所が自社の女性の活躍に関する状況の把握や管理職への女性登用など具体的な取組内容をまとめたもの。一定数の労働者を雇用する企業に、策定・公表が義務付けられている。

■SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標のこと。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画として17のゴールと169のターゲットで構成されている。

■エンパワーメント

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力をもった主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。

か 行

■グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和、環境問題など世界的問題の解決のために提携すること。

■ケアワーク

生活全般の場面において世話や介護が必要な人に対する支援のこと。また社会的養護領域の施設でこどもたちの世話をする保育士や児童指導員等の職種を総合してケアワーカーとしている施設もある。社会的養護領域以外でも、高齢者福祉や障害福祉分野でも使われる。

■固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的な役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されていると言われている。

■コミットメント

「かわりあい」「委任」「言質(げんち)」を指す。具体的には、責任をもってかわること、責任をもってかわることを明言すること、責任を伴う約束のこと。

■困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、支援するために制定された法律で、地方公共団体の役割や、相談の充実等が定められている。

さ 行

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／Gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■ジェンダー・ギャップ

各国における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもの。世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の4つ分野のデータから作成し、毎年発表している。

■仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約

仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う、初の国際労働基準。2019（令和元）年6月、スイス・ジュネーブで世界187カ国の政府と労働者・使用者の団体が参加したILO創立100周年記念総会において、採択された。この条約で、暴力とハラスメントは、「人権侵害または虐待となり得、平等な機会に対する脅威であり、許容できず、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と相容れない」と認識され、これまで明確に定義されてこなかった「仕事の世界における暴力とハラスメント」について定義づけられた。加盟国は、条約の定義に適合するように、暴力とハラスメントを法律で定義し、禁止することが求められる。

■G7女性・平和・安全保障（WPS：Women, Peace and Security）パートナーシップ・イニシアティブ

2018（平成30）年6月にカナダ・ケベック州にて開催されたG7シャルルボワ・サミットで、日本は、途上国の女兒・少女・女性のための質の高い教育、人材育成のために2億ドルの支援の約束を発表した。「女性・平和・安全保障（WPS）パートナーシップ・イニシアティブ」が採択され、日本はスリランカをパートナーとして同国のWPS行動計画策定及び紛争寡婦を含めた女性世帯への経済的エンパワーメントの支援を決定した。

■女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、その個性や能力を存分に発揮できる社会を実現するための法律。女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用などの基本原則のほか、国や、地方公共団体及び一定規模以上の事業所における女性活躍の基本方針と行動計画の策定や、それに関する情報公開を義務付けている。

■女性起業家資金イニシアティブ

途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援実施を目的として世界銀行内に設立される基金。支援内容は、女性起業家等に対する資金支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力等。ドナー国から2億ドル及びリスク軽減措置により動員される民間資金等を合わせて10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指す。

■性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

■性的マイノリティ

性的少数者のこと。「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。LGBT、セクシュアルマイノリティとも呼ばれている。

■生理の貧困

経済的な理由などで生理用品を購入することが難しい状態にあること。

■セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の生活環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えること。

■仙台防災枠組

2015（平成27）年3月に仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」で採択された、災害リスクの大幅な削減を目的とした国際防災の枠組・具体的な目標のこと。事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画による管理、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。

■SOGIハラスメント

SOGIとは、Sexual Orientation(性的指向)and Gender Identity(ジェンダーアイデンティティ)の頭文字をとった言葉であり、SOGIハラは、「ソジハラ」や「ソギハラ」と読まれ、性的指向やジェンダーアイデンティティに関して行われる嫌がらせや差別的言動等のハラスメントを意味する。

た 行

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

■男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進することを目的としている。1997（平成9）年6月、それまで努力義務であった採用・昇進・教育訓練等での差別が禁止規定になるなど、大幅な改正が行われ、2006（平成18）年6月には、2度目の改正がされている。

■デートDV

交際相手からの身体的もしくは心理的、性的、経済的な暴力のこと。

■特定事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、国の各府省や地方公共団体等は「特定事業主」として、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境作りに向けて、採用から管理職への登用に至るまで、あらゆる段階において女性の職業生活における活躍の取組を進めていくための行動計画を策定し、公表することが義務付けられている。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や生活の本拠をともにする交際相手など親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいう。

■DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

「DV防止法」は超党派の女性議員による議員立法で成立し、2001（平成13）年10月に施行された。この法律は、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的にしたものである。その中核となる支援施設は、配偶者からの暴力相談支援センター・婦人相談所とし、民間のシェルターなどにも委託できる。被害者の保護に関しては、医師等には通報及び必要な情報提供を行うよう、また通報を受けた警察官には必要な措置を講ずるよう努力義務を課している。被害者の申し立てにより裁判所は、加害者に6か月間の接近禁止命令や2週間の住居からの退去命令等を出すことができ、命令に違反した場合は懲役または罰金に処せられる。

は 行

■パートナーシップ制度

各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度のこと。制度を利用することで、公営住宅の入居や公立病院での面会等、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくなる。

■ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快にさせたり、相手の人間としての尊厳を傷つけたり、脅したりすること。

■パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為のこと。

■PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

■フレックスタイム

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。

■包摂的な社会

すべての人々を排除せず、ともに生きることができる社会を目指す考え方のこと。

ま 行

■マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産に当たって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。

ら 行

■ライフステージ

人間の一生において、出生・入学・卒業・就職・結婚・出産・子育て・介護・退職等、節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のことをいう。

■リスキリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。近年では、特にデジタル化と同時に生まれる新しい職業や、仕事の進め方が大幅に変わる職業につくためのスキル習得を指すことが増えている。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「リプロダクティブ・ヘルス」とは、妊娠したい人、したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人（無性愛・非性愛の人）を問わず、心身ともに満たされ健康にいられること。

「リプロダクティブ・ライツ」とは、妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、産む・産まない、いつ・何人子どもを持つかなど「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利のこと。

■レジリエント

回復力や弾性（ひずみを元に戻す性質）等の意味を持つ英語。人や組織等のビジネス分野でもレジリエントの言葉が使われる。例えば、ビジネス上の危機等、困難な状況に対処するしなやかさや強靱な回復力を身に付け、問題点の解決や人・組織の成長につなげていくというもの。自然災害等からの回復力の意味にもレジリエントが使われる。

わ 行

■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活、自己啓発等も充実させること。